

新システム移行に伴う 保証事務・保証料等の取扱い変更について

当協会は、平成23年7月19日から全国の26協会が参加する共同システムに移行することとなります。これに伴い、現在の保証事務・保証料等の取扱いについて一部変更することとなります。

主なものにつきましては、以下のとおりとなります。

保証事務



顧客番号、保証番号等の桁数が変わります。

新規採番分から、顧客（口座）番号が、現行の【6桁】から【9桁】に、保証番号が現行の【8桁】から【10桁】に変更されます。 ※現行採番分は、そのままの桁数となります。
また担保番号や物件番号も桁数が変更されます。



預金口座振替依頼書は申込時に添付が必要となります。

保証料分納希望がある場合は、保証申込時に「預金口座振替依頼書」を中小企業者から提出していただき、添付してください。 ※現行は、保証書送付時に添付し、徴求依頼しております。



保証期間の考え方が2つにわかれます。

保証制度、形式等により、保証期間の考え方が2つの方式にわかれます。

- ①保証期間（月数）だけが決まっているもの⇒【月数保証】 ※保証料計算が月割となります。
- ②期日が決まっているもの ⇒ 【確定日保証】 ※保証料計算が日割となります。
（根保証、追認保証等）



返戻保証料の振込口座の確認が必要となります。

返戻保証料が発生した場合、協会口座から直接本人の口座へ返戻することになるため、返戻口座の確認が必要となります。

- ①同一金融機関での借替保証の場合⇒信用保証依頼書の返戻口座記載欄で確認します。
- ②繰上償還、他行借替の場合 ⇒協会から直接本人に口座確認書を発送し、確認します。



保証書有効期限の延長方法が変わります。

保証書の有効期限は、発行日の翌日から起算して30日間となりますが、保証書の内容に変更がない場合は『保証書有効期限延長依頼書』（遅延理由書）の提出をうけ、協会が承諾書を発行することで、保証書を再発行することなく、さらに30日間延長することができます。

※貸付実行前の条件変更および変更保証書の有効期限延長につきましては、現行どおり「保証書・変更保証書変更申込書」による手続きとなります。

保証料



保証料の計算期間が変わります。

- ①期間1か月の考え方が応当日までとなります。 ※現行は応当日の前日まで
- ②月数保証の場合は、1か月未満の端数は切上げされます。 ※現行は15捨16入
- ③確定日保証は、日割計算となります。



条件変更保証料の取扱いが変わります。

- ①日割計算となります。 ※現行は、月割計算（端数は、15捨16入）となります。
- ②終期不変の条件変更の場合でも保証料が発生します。
※現行は、平成18年3月31日以前の保証分につきましては、最終返済期日を変更せず毎月の返済金額を変更するような支払方法の変更手続きについては、保証料の再計算（追加徴収・返戻）をしておりません。
- ③条件変更時に保証料率の見直しを行いません。
※現行は、平成18年3月31日以前の保証分につきましては、保証残高に応じ保証料率の見直しを行っております。



返戻保証料の取扱いが変わります。

- ①日割計算となります。 ※現行は、月割計算（端数は、15捨16入）となります。
- ②返戻保証料の返戻方法が直接本人の口座へ振り込むこととなります。
※返戻時期は償還確認後となるため、概ね1か月程度となる見込です。

各種保証料の取扱いについては、据置金額・期間や分納保証料等その他いくつかの変更箇所があります。

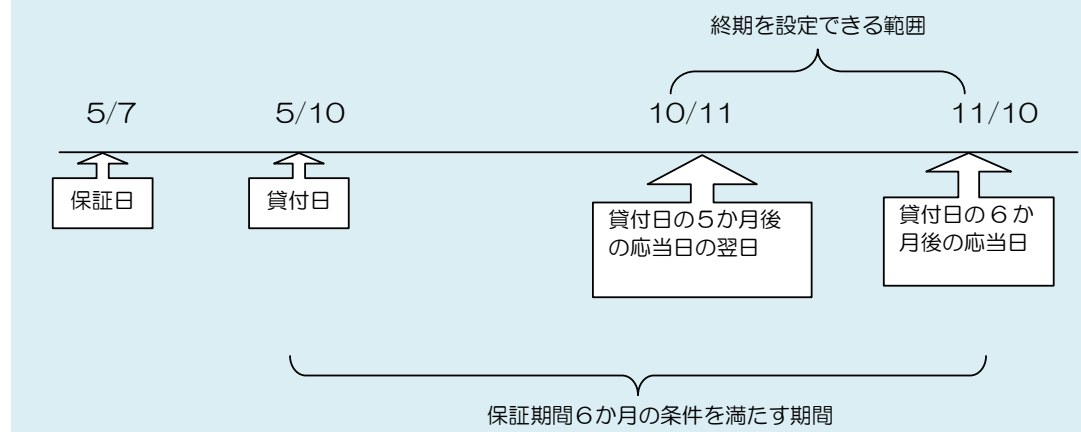
保証期間



終期のとり方が変わります。

原則として、貸付日の〇〇か月後の応当日となります。ただし、希望がある場合は応当日から遡及して、1か月未満の範囲内で設定できます。なお、貸付日が月末の場合または終期の属する月に応当日がない場合は、終期の属する月の末日まで終期を設定できます。

【例】保証期間6か月、貸付日が5月10日の場合



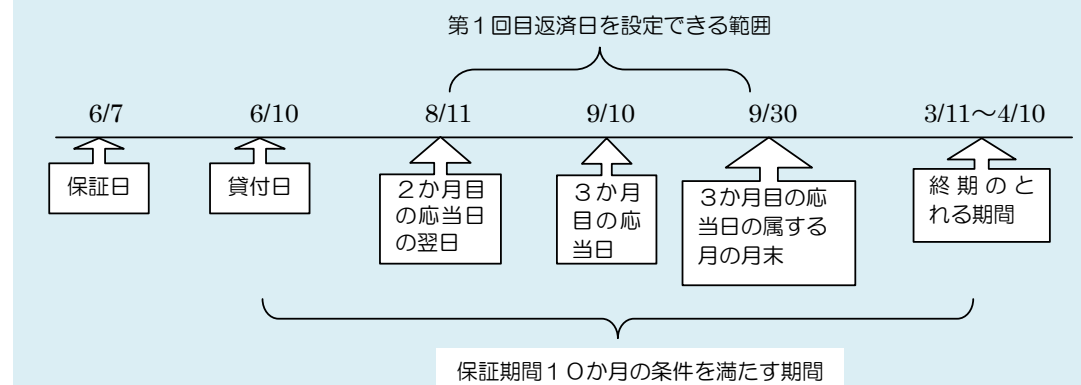
返済日・据置期間のとり方が変わります。

①第1回返済日について、原則として、貸付日の〇〇か月後の応当日となります。ただし、希望がある場合は、応当日の属する月の前月の応当日の翌日から、応当日の属する月の月末までの範囲内で設定できます。

②据置期間について、月数保証の場合、第1回の返済か月目（月）から第1回目と第2回目の返済間隔（月）を差し引いた期間（月）となります。

※4か月目からの返済、返済間隔1か月であれば、【4-1=3か月据置】

【例】保証期間10か月、3か月目から返済（2か月据置）、貸付日が6月10日の場合（8回払い）



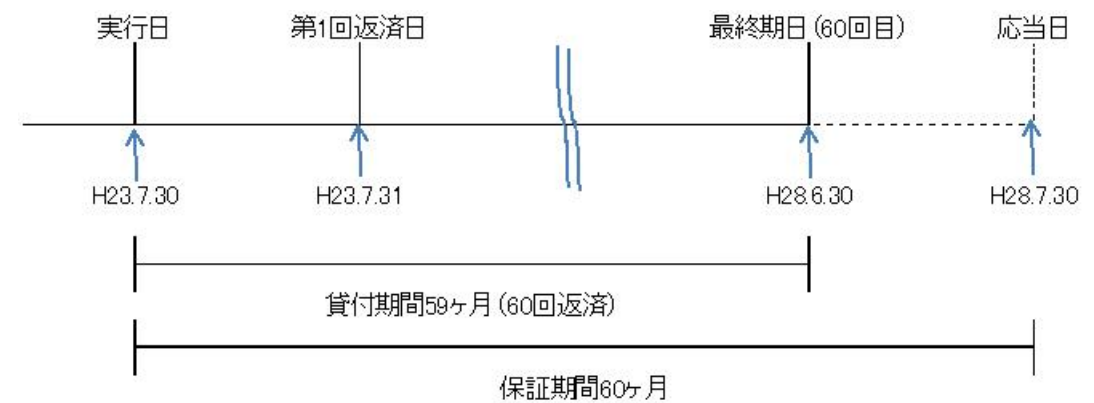
保証条件と貸付条件が合致しない例

【例①】貸付期間が保証期間より短くなる例

大の月（31日）の30日に貸付実行し、第1回返済日をその月の月末（31日）に設定しますと保証期間が1か月短くなり、保証条件に合致しなくなる場合があります。

※3月28～30日の貸付実行で、第1回返済日を3月31日にした場合や大の月で無い9月28・29日で貸付実行（保証期間6か月）し、第1回返済日を9月30日にした場合等も対象となります。

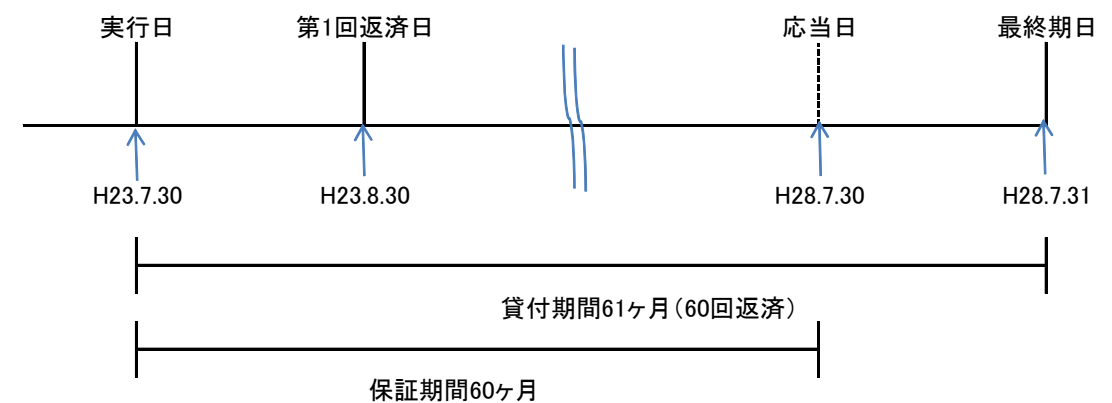
保証期間	60か月（60回返済）	実行日	平成23年7月30日
第1回返済日	平成23年7月31日	最終期日	平成28年6月30日



【例②】貸付期間が保証期間より長くなる例

貸付日の応当日を超えることにより、期間が1ヶ月超過し、保証条件に合致しなくなる場合があります。

保証期間	60か月（60回返済）	実行日	平成23年7月30日
第1回返済日	平成23年8月30日	最終期日	平成28年7月31日



貸付実行前に貸付期間と保証期間が一致していることおよび返済日や据置期間の取り方について、必ず確認してください。なお、保証条件どおり貸付実行ができない場合は、必ず貸付実行前に協会と協議してください。